

嵐山町ごみ集積場の設置基準

平成 30 年 10 月 26 日
令和 5 年 6 月 14 日改正

この基準は、嵐山町ごみ集積場の設置及び管理について必要な事項を定める。

1 ごみ集積場の設置要件

【設置場所】

ごみ集積場を新たに設置できる場所は、次に掲げるものとする。

- ① 道路交通法等の法令に抵触しない（駐車禁止区域等に該当しない）場所
- ② 収集作業及び交通上の安全性が確保できる場所
- ③ 原則として 4 トン収集車の通行が可能な場所
- ④ 収集車の投入口がおおむね 2m 以内につけられる場所

【設置面積】

ごみ集積場の有効面積について、最低面積は世帯数に応じて次の表の通りとする。

住宅の形態 世帯数	戸建住宅	集合住宅 (アパート等)
21 世帯未満	3 m ² 以上 (有効面積)	3 m ² 以上 (有効面積)
21 世帯以上	20 世帯を超える場合は、 1 世帯につき 0.1 m ² を加 えた面積	20 世帯を超える場合は、 1 世帯につき 0.1 m ² を加 えた面積

2 ごみ集積場の形状・構造

ごみ集積場は、三面ブロックで囲う構造を基本とする。また、カラス・猫等による散乱防止対策ネット（黄色のネットが望ましい）及びそれを固定できるフック等を取り付ける。

集合住宅には、散乱飛散防止対策として、ダストボックス（素材・構造は問わない）を設置することを基本とする。

散乱防止対策ネットの網目の規格は、ごみとネットが近い場合は「4mm 目以下」、遠い場合は「15mm 目以下」のものを設置する。また、重りをつけるなどして、ごみとネットの間に隙間を作らないようにすること。

3 ごみ集積場設置までの流れ

(1) 町との協議

- ① ごみ集積場の設置に際しては、住宅の開発行為等の計画段階で町と協議する。
- ② 協議の際には、案内図、建物配置図、建物平面図、ごみ集積場構造図（平面図・立面図）、を環境課に提出する。提出できない場合は、(2) ①のごみ集積場の設置に関する打合せ記録を提出する時までに提出する。



(2) ごみ集積場設置申請

- ① 該当行政区の区長と協議し、確認を得てからごみ集積場の設置に関する打合せ記録を環境課に提出する。
添付資料として、案内図、建物配置図、建物平面図、ごみ集積場構造図（平面図・立面図）、写真（カタログ写真でも可）を提出すること。また、既に提出しているが変更があった場合は変更後のものを提出すること。
- ② 収集開始の2週間前までにごみ集積場新規設置依頼書を環境課に提出する。

4 その他

- ① 戸建住宅に設置するごみ集積場の土地は、境界を明確に区分し、支障のない限り町に寄付することができる。ただし、工作物に関しては使用者の管理とする。
- ② 付近に住宅がある場合は、設置場所を考慮する。
- ③ プラスチックかごを町から借りて、ごみ集積場に配置する。（利用者が不燃物・資源物、廃プラスチック類等をごみ集積場に捨てる際に使用する。）
- ④ごみ集積場の管理は、集積場を利用する方又は集合住宅の場合は集合住宅を管理する管理会社（管理者）及び土地建物所有者となるため、定期的に巡回及び清掃するなどして近隣住民からの苦情がないよう清潔に保つこと。

附 則

- 1 この基準は決裁日から施行する。
- 2 改定後の基準は、令和5年6月14日から適用し、同日前の集積場は、従前の基準による。
- 3 集積場の内容を変更する場合は、改定後の基準を適用する。